

婦人関係資料シリーズ
国際資料 No. 36

世界の婦人たち No. 8

— ユーゴ スラヴィア —

労働省婦人少年局

は し が き

世界のいろいろな国で婦人たちはどのような生活をしているか、どういう問題に直面しているかなどということに関心をもたれる方々に新しい情報をお伝えするため、婦人少年局では国際資料「世界の婦人」を刊行しておりますが、今回はユーゴスラヴィアの婦人について御紹介します。これは次の英文資料その他を翻訳編集したものです。

1. Women and Education, UNESCO, 1953
2. Yugoslavia, New Land in the Making
3. Woman's Position in Yugoslavia,
The Central Committee of the Yugoslav
Women's Anti-Fascist Front, 1952

1955年8月

婦 人 少 年 局

目 次

I 歴史的展望	1
1. 第一次世界大戦より1945年まで	1
2. 連邦ユーゴスラヴィア人民共和国	2
II ユーゴスラヴィアの婦人	2
1. 旧政体における婦人の地位	2
2. 独立後のユーゴスラヴィアの婦人	3
(1) 政治的地位	4
(2) 結婚と婦人	5
(3) 働く婦人について	6
a 労働条件	7
b 社会保障	8
(4) 農業に従事する婦人	11
(5) 婦人の教育について	13
a 教育の基本的問題	13
b 学校教育	15
c 初等教育	16
d 中等教育	17
e 大学教育	21
(6) 家庭婦人について	19
(7) 婦人団体	23

ユーゴスラヴィアの婦人

I 歴史的展望

1. 第一次世界大戦より1945年まで

ユーゴスラヴィアは正式には連邦ユーゴスラヴィア人民共和国と称し、1945年11月に独立国の宣言を行っている。

地理的には、イタリア、オーストリア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、ギリシア、アルバニアに境を接するバルカンの一隅に位置していて国土の広さは凡そ25万7千平方キロ、イギリス本土よりやや広く日本の本州と四国を合せたよりも少し大きい。人口は1950年現在、約、16,000,000人でその中には色々な民族がいるが、大別して5つに分れて居り、そのうち最も多いのはセルビア人で総人口の42%、クロアチア人が24%スロベニア人が9%、マケドニア人5%、モンテネグロ人3%の割になつてゐる。この他に回教を信じる民族や少数民族が若干いる。最大の割合をもつセルビア人はギリシア正教を信じ、民族的な団結が強く、一方クロアチア人はローマカソリック教を信奉して、文化の程度が高い。又、回教を信じる民族もかなり多い、という風に、民族的にも、宗教、文化的にも複雑で、利害が異なり従つて政情も第二次世界大戦以前は常に不安定な情勢であつた。

歴史的にいつて、ユーゴスラヴィアは、第一次世界大戦後セルビアが、クロアチア、スロベニア、ボスニア、及びヘルツェゴビナ、モンテネグロ、マケドニアを併せて、ユーゴスラヴィア王国を形成したものである。ところが、後になつてドイツ及びイタリアなどの枢軸国の攻勢が強くなり、その圧力に対抗することが出来なくなつて、1941年3月政府は三国同盟に加盟する調印を行つた。併しこの枢軸国加盟に反対した国民と軍の一部がクーデターを敢行し、同加盟の無効を宣言した。それに依つて、ドイツ軍のユーゴスラヴィア進撃が開始され、4月下旬には、降伏した皇帝ピーター二世は国外に亡命し、ユーゴスラヴィア王国はここに事実上解体した。その後ドイツ軍の占領下にあつて、連合国側の援助の下に対独抗戦部隊や共産党のバルチザン部隊が対独抗戦を継続し、後に後者の勢力が増大して、人民戦線を形成した。

対独戦を行うかたわら、1943年11月には国民の代表によつてユーゴスラヴィアを連邦国家とすることが決定され人民解放委員会が選挙によつて結成され(1942)、これが最高機関として国家活動を行うようになった。1945年には新選挙法を制定して11月に初の総選挙を行い、その結果共産党、農民党、独立民主党その他を含む国民戦線派が90%の支持を受けた。

のである。これによつて1945年11月26日スロベニア(Slovenia)、クロアチア(Croatia)、ボスニアヘルツェゴヴィナ(Bosnia-Herzegovina)、セルビア(Serbia)、モンテネグロ(Montenegro)、マケドニア(Macedonia)の6ヶ国を統合して、連邦ユーゴスラヴィア人民共和国が成立したのである。

2. 連邦ユーゴスラヴィア人民共和国

新共和国の最高国家機関は国会で、スグープチナと呼ばれる。国会は連邦評議会と、人民委員会の二つに分れていて、連邦評議会議員は住民40,000人に1人の割で全国選挙により、又人民委員は6つの共和国から30名づつ、2つの自治領から夫々20名づつ、又各自治区から15名づつ選挙することになつていて、任期は4年である。法案の成立は両院を通らなければ出来ない。現在の国会は三度目で、1954年3月の選挙による。国会の行政機関はプレシディアム(Presidium)といつて、国会議員から選ばれ、大統領、副大統領(6人)書記長、30人以下の委員がいる。又各共和国は夫々自身の議会を持ち、行政機関を持つてゐる。政府の執行機関は、総理大臣以下閣僚、連邦計画委員会、長、及び連邦管理委員会、長などからなり、いづれも国会から任命され或はリコールされた。

ユーゴスラヴィアの戦争による被害はおびただしく、170万に上る戦死者は、国民の9人に1人の割であり、はゞ同数の戦傷病者を加へ人員の損害は最も大きい。その上大部分の工場、鉱山施設は破壊され、鉄道の50%、家畜頭数の60%が壊滅して、国内を通じて産業は全く半身不随となつた。そのため、1947年に経済5ヶ年計画(1951年完成の予定)が樹てられ、これによつて戦災の損傷をいやし、加えてユーゴスラヴィアの産業における経済的技術的後進性を、工業化電化の促進によつて解消しようと努めたのである。この計画は一部完成がむくれ1952年まで延長されることになつた。

II ユーゴスラヴィアの婦人

1. 旧政体における婦人の地位

第一次世界大戦以後に成立したユーゴスラヴィア王国に於ける婦人の地位は社会的にも経済的にも男子とは差別待遇をされており、その根拠は憲法及び種々の法律で規定されてゐたものである。婦人は投票権を持たず、従つて議員に選出されることも出来なかつた。同時に官吏

となることも認められず、外交官や判事となることも許されず、また株式取引場の職員となることも出来なかつたのである。

当時は国内に共通の単一の民法というものがなく6つの地区に夫々別の法律が適用されていた。従つて例えば既婚婦人の経済的法律的地位は地区によつて、又同一地区内でさえも互に矛盾するということがあつた。(例えば回教徒裁判所は結婚に関する裁判を行うのであるが、回教法によると結婚には一夫多妻と、14才以下の結婚を認めており、これはユーゴスラヴィアの刑法にふれるのである。)このような状態は殊に婦人にとつて種々の問題をふくめ、結婚或は離婚するためにしばしば改宗したり、居所を変えたりしなければならなかつた。

家庭における妻の地位は夫に従属するものとされ、オーストリー法によれば、妻は遺言状の証人となることは出来ず、この点では精神異常者と盲目の人と同等にあつてゐた。中でも最も後れてゐたのはセルビア法で、夫の生存中の妻は、精神異常者、浪費者、犯罪人、破産者と同じはんちゆうに入れられて、自らの財産を処分することが出来なかつた。同法によれば、離婚の場合、両親間に合意が成立しない場合は、男の子は4才まで、女兒は7才に達するまで母親の下におかし、それ以後は父親が養育することになつてゐる。又寡婦は、夫の6親等までの親族が生存している間はその遺産を相続することが出来なかつた。殊に正式の結婚によらない妻の場合はきびしく、子供がいた場合、父親は認知する事を強制されなかつた。

婦人の労働条件も悪く、賃銀も男子の20~30%低いのが通常であり、妊娠した場合解雇されることが多かつた。1937年に社会保障法が制定されて、産前産後の休暇が定められることになつたが、国際労働会議で定められた労働者の権利については、国家として批准したにもかかわらず適用されることなく終つてしまつた。

運輸関係に働く婦人は、教育程度が如何に高くても電話交換手以外としては雇用されず、女教師は教師とのみ結婚することが許されてゐた。

即ち、小学校、家政学校幼稚園に勤める女教師は教師以外の男子と結婚した場合は辞職しなければならないということが法律で定められてゐたのである。

2. 独立後のユーゴスラヴィア婦人

ドイツ占領軍に対する敵対行動を開始して以来、ユーゴスラヴィアの婦人は文字通り男子と肩を並べて戦線に立ち、その為戦死した婦人の数も非常に大きなものであつた。殊に占領軍を駆逐した後の地域を新組織の政体に再編成する事業は殆ど婦人の手によつてなされたといつ

ても過言でない程婦人の社会的、政治的活動は目覚ましいものであつた。

このようにして新しい国家を生み出したユーゴスラヴィアにとつて、婦人の政治、経済、社会的権利を男子と平等に規定する憲法の条文は正に当然の権利といふべきものであつた。

(1) 政治的地位

第二次世界大戦終了後、ユーゴスラヴィアはチトー元帥を頭首とする共産党によつて統一され、1945年に初の憲法議會を全国内に召集し、18才以上の国民に、性別、人種、宗教、教育程度に差別なく参政権を与える選挙法を制定した。これによつて同年11月におこなわれた選挙には婦人は投票率88%を示した。この選挙によつて選出された婦人代議士は22名で、地方議会には46名の婦人がえらばれるという結果になつた。

1950年におこなわれた第2回の総選挙には婦人は投票率90.28%の高率を示し、婦人の政治的関心の強さを物語つてゐる。現在連邦議會の両院議員総数544名のうち31名が婦人議員で、地方議会にも67名が選ばれてゐる。

その他裁判所における人民陪審判事(Judge-Jurors)や(5,063人、全員の10.6%)、種々の政府委員など行政上の高い地位にえらばれる婦人の数は非常に多い。地方政府には婦人大臣や議會の議長も珍しくはない。

1946年に施行された憲法には、「あらゆる国家活動、社会、経済、政治活動において婦人は男子と同等の権利を持つ。婦人は同一労働同一賃金の権利を有すると共に婦人雇用者は特定の保護を受くべきものである。国家は母子保護のために、産院、托児所、幼稚園を経営し、母親に産前産後の有給休暇を与へねばならぬ」と規定してあつて、この条項にもとづいて男女平等を強調する諸種の法律がつくられてゐる。

又家族内における婦人の地位も憲法によつてはつきり規定されてゐる。即ち「結婚と家族は國家によつて保護される。國家機關の面前で契約された結婚以外は正當な結婚と認めない。

公けの契約による結婚の後各自の宗教により結婚を行うことは任意である。」

「夫婦間の訴訟は國民裁判所の権限に属する。出生、結婚、死亡等の登録はすべて國家が保持する。」

「年少者は國家による特別の保護を受ける。」

以上のように、ユーゴスラヴィアの婦人が、男子と平等の権利を事実上得てから約10年、憲法によつて完全にその権利を保證されてからの期間は、短い、その間に婦人たちは、

公的生活において如何に良心的にその職務を遂行したか、人々の生活改善に対して、殊に母子の生活改善のために如何に顕著な貢献をしたかを一般に認識させた。殊に保健、社会保障、教育、文化、児童施設などの分野において婦人の活動が顕著であり、又地方政府の行政には婦人の意見及び批判が反映していることは明らかである。このように婦人によつて推進された立法のうち最近特に進展したものは福祉に関する施策である。

(2) 結婚と婦人

ユーゴスラヴィアの婚姻法は、夫と妻の地位の平等を基盤としており、従来のような夫を家族内における絶頂の権威とした風習は改められた。

婦人は妻たることによつて市民としての権利を失うものではないので、あらゆる法的行為をおこなうことが出来る。結婚は法律によつて規制される契約であるとする。夫婦の財産は共有であり、離婚訴訟のおこされた場合は、家庭をさへていく上に夫々が支払つた物質的な、或は無形の寄与に対して法廷で慎重な考慮の上、各自に分けられる分を決定する。すなわち妻の家事労働が価値あるものとして認識されたということが出来る。各自の結婚以前からの保持している財産は夫々によつて処分する権利が保持されている。

又ユーゴスラヴィアの婚姻法によれば、離婚の原因は夫婦平等であり、その可否は法廷によつて決定される。それによつて離婚が成立すれば法廷は更に子供の扶養、教育などの点を子供に有利な観点に立つて裁決する。経済的な余裕のない、或は働くことが出来ない夫或は妻は夫々の側に非がなければ相手側から別居手当をうけることができる。

正当な結婚によらないで子供を持つ母親は嫡出による子供の母親と同等の権利と義務を認められ、その私生児の父親であるとする認は法律によつて認められる。

以上のように法的にいつて妻の家庭内に於ける地位は全く夫と同等のものとみとめられ、又婦人がずっと公的生活にたづさわる結果、妻は経済的にも独立し得るようになった。しかも社会的な特権階級というものが存在しなくなった現在、それらのものを結婚の主因とする事がなくなり、家庭は、自由意志によつて結ばれる夫婦の協力の場となり社会的単位として、子供を生み、育てる場所となつたのである。

併し、現在なお旧体制と新体制との間のまさが完全に失くなつたとは言ひ難く、又すべての婦人が経済的独立を得ているとはいえない。

殊に農村の婦人の場合には教育の程度も低く、新しい婦人の権利を行使しているとはいえ

ないものもある。又職業と育児、家事との間に立つた場合に、職業をすけるといつた事態や、男子が新しい体制に道徳しにくいなどといつた事態がないとはいえない。

併し何といつても戦後の新しい結婚形態はその高い結婚率となつてあらわれると同時に高率の離婚となつてもめらわれる。この戦後上昇した離婚は、多くは戦前の離婚の許されなかつた状態にあつておさえられていたものがあらわれたのであつて、その他の大部分のものは結婚後一年前後の若い、子供のない夫婦に多いという現象をしめしている。これらの離婚に対して法廷では事件によつて調停を行つており、それによつて和解したものゝ離婚訴訟の30%に達することがある。

(家族関係についての古い習慣、道徳は中々根絶し難く、殊に経済的な条件の如何が結婚を左右していた慣習は現在まで尾をひいているようである。地域によつては、12・3才の少年と20才の女子が結婚することが珍しくなく、両親の間で生れて間もない子供の結婚が取りめられることさへあつた。それらは多く特参金とか他の経済的な原因によるものであつた。)

戦後の社会的、経済的変革が家族関係の新しい結びつきをつくりつゝあり、殊に若い世代の青年男女は学校、団体、協同組合その他の新しい社会環境を通じて新しい人間関係をつくりつゝあることは注目に値する。

(3) 働く婦人について

戦後ユーゴスラヴィアの人々が連邦人民共和国を成立させた大きな功績の一つは、人が人を不当に貶低しないような社会をつくりたいということであつたので、婦人が男子と不平等であるような条件はすべて取除けられた。

働く婦人の福祉は労働者一般の保護規定、婦人のための法的措置、特に母親に対する保護規定などによつて護られている。ユーゴスラヴィアにおける労働法の基本は憲法によつて(20条)明示されている。即ち「国家は労力の提供を契約によつてむすんだものの権利を守るものである。特にその団体交渉権を保証し、労働時間の制限、年次有給休暇、労働条件の改善、生活条件、及び社会保険を保証するものである。」

経済5ヶ年計画が立てられて、ぼう大な国家的規模の電化、工業化に人的資源の最大量が要求された為、婦人も従来のように、主婦として家庭に残ることは許されなくなつた。

従つて戦後働く婦人の数は急激に増加を見た。

年 数	婦人労働者数	%
1939	197,736	100
1947	199,236	101
1948	376,836	191
1949	456,166	231
1950	434,222	220
1951	375,166	190

最近の婦人労働者数は1939年の2倍を示している。

a 労働条件

これ等の婦人労働者はあらゆる労働条件において男子と平等であるばかりでなく、ある点では憲法によつてはつきり保護されている。即ち婦人雇用者が出産する場合、休暇をとる以前続けて6週間働いた時、或は過去2ヶ年間に通算18ヶ月働いた時は90日の有給休暇をとることが出来る。又産前産後の休暇が過ぎても15日間有給の年次休暇をとることが出来る。

又妊娠中は同じ賃金で軽作業を与えられ、出産後は育児のため6ヶ月乃至8ヶ月間3時間就労毎に休憩をみとめられ、或は1日4時間の勤務をみとめられている。この場合(1日4時間働く場合)賃金は以前の75%を受けることになっている。

若し必要であれば子供が3才に達するまで母親は1日4時間働くことを認められ、賃金は以前の50%である。併し社会保障による恩恵や、その他の福利はすべて享受することが出来る。

一般的にいつて、筋肉労働者と事務労働者の間には殆ど差がない。即ち労働時間は1日8時間制で少数の例外、例えば鉱山とか建築などの職業では1日6〜4時間制となつている

ものもある。超過勤務は通常行われない建前となつており、11ヶ月勤務した後は年に2週間から1ヶ年の有給休暇を取ることができる。

14才以上(14才以下の年少者が働くことは認められていない)の見習工は3年の見習期間中給料を支給され、勤務時間は技能習得養成所における授業時間も含めて8時間である。

b 社会保険

社会保険は働く人々に国家から与えられ、賃金から毎月保険金を差引くということはない。これによつて勤労者は、その勤務年月の長短に拘らず無料医療給付をうけることが出来、離職して後も1ヶ月はそのまゝ給付をうけることが出来る。

老人年金や身体障害年金を受けている者は勿論、その家族も無料医療給付を受けることができる。又この法律本来の目的が身体障害者その他の働くことの出来ない人を、或は老年勤労者に、その前職にあつて保持していた生活程度を維持することにあるのであるから、夫々の該当者は通常離職後1年間は諸手当も含めて給料の全額を支給されることになつており、病気のための離職であれば、肺病のように重い病気の場合はこの年限は2ヶ年に延長される。

老人年金は男子35年勤務した者或は55才に達した者、女子は30年勤務した者或は50才に達した者に支給されるもので、諸手当共給料の全額を支給される。身体障害者年金は勤務年限及び身体障害の度按比例して支給される。子供を扶養する寡婦及び 寡夫、社会保険をうけている勤労者の両親には家族手当が支給される。

以上のように働く婦人殊に母親は法律によつて保護を受けているが、更に育児ということを経済的な義務とする国家的施策から、1951年10月以来子供を持つ勤労者に家族手当を支給することになった。即ち、最低1ヶ年雇用されていて、その収入が、俸給を除いて、家族1人当り月に2,000デナール 1) を越えない時、或は5エーカー 2) 以上の土地を所有していない場合、子供1人当り月額3,000デナールの手当を支給する。

1) 8.5ディナール=100円 2) 1町=2エーカー強

この場合その子供が、嫡出児であると、私生児、養子、或は孤児であることを問わず、彼が養育している子供に支払われることになっている。¹⁾ この児童手当の総額は手工業労働者で、その俸給の60%に相当するということである。

このような労働条件の下に、経済的な要求と共に国家的な要求である経済5ヶ年計画に参加するため、婦人の労働者数は前述のように急激に増加したのであるが、その増加率は、工業化の最もおくれた地域に於ていちじるしいものがあつた。

1) 子供が大学へ通っている場合、この手当が適用される年齢は24才までとなっている。

婦人労働者指数(1946=100)

	スロヴェニア		ボスニア・ヘルツェゴヴィナ		マセドニア		連邦	
	女子	計	女子	計	女子	計	女子	計
1946 ¹⁾	100	100	100	100	100	100	100	100
47	148	148	176	210	200	168	147	175
48 ²⁾	246	222	459	271	507	282	269	235
49	266	232	605	345	605	326	342	299
50 ²⁾	230	208	526	346	406	239	261	255
51 ³⁾	220	202	464	299	373	248	244	236

1) 暫定的 2) 12月 3) 7月

上記の表に明らかなようにボスニア、ヘルツェゴヴィナとマセドニアの婦人労働者の増加はスロヴェニアに比べて顕著である。これは夫々の地区に急激に工業化が行われたあらわれである。しかも年々の増加率に大きな変化があるのは仕事の性質上長期契約のものが少いことなどによるとみられている。

婦人労働者の職業上の分布からいうと、現在は男子と殆ど同様の職場に立っているが、矢張り戦前から主として婦人労働者の多かつた職業、例えば紡織、煙草、などの分野に多数の分布がみられる。併し重工業における婦人労働者の数は戦後目覚ましい増加をしめし、1939年と1951年を比較してみると金属、鉄業では凡そ10倍、建築業で18倍、電気工業で7倍、運輸業で6倍に上っている。

女子雇用者の職業分布 (%)

年	皮革ゴムダ 製造業	運輸業	金属、鉄山業	建築業
1939	15.45	2.57	1.6	1.08
1951	38.61	10.32	9.2	8.84

労働に関する法律は、終戦直後の急速な経済再建の要求からあわたとしくつくられ、男女平等の権利という点にのみ重点をおきすぎて、婦人労働に関する細かい法規などをつくっている余裕がなかったため、又過去の極度に圧迫された状態に対する反ばつから、婦人はあらゆる点に男子と平等を主張し、家庭の主婦或は母という役割を自ら放棄したきらいがあつた。婦人は男子と同じ条件で、新しい工場に働き、鉄山に入り、身体的に婦人に適さないような仕事に、しかも衛生設備のないのめない職場にも入つていった。

その結果おこる弊害のために現在は或種の職業に婦人がつくことは制限されるようになり、又或特定の労働条件の場合は婦人は働いてはならないとする法律などが施行されようとしている。一方国家としての経済建設の基礎が徐々にかためられていくに従つて、労働状態も安定をみ、従来のように急激な非熟練を問わない労働力の結集から夫々の機能に適應した職場へつくようになってきた。特に伐採業、鉄業などから婦人に適した職業に転換していく傾向に委りつゝある。これに関連して婦人の技能訓練ということが重要になってくる。何故ならば、婦人労働者の大部分は非熟練労働者であり、教育程度も概して低いからである。

地 域	女子総労働力 (％)			総 数
	熟練労働者	半熟練労働者	非熟練労働者	
連 邦	8.8	3 1.2 5	2 7.0 4	2 1.7 5
スウェーデン	1 4.9 1	4 0.4 6	3 7.1 4	3 0.3 7
ポス＝ア・ヘルツェゴヴィナ	4.6 2	1 6.1	1 9.8 8	1 4.3 7

この対策として、手工業労働者のための技能養成学校などが設立されて（国家やその他の団体によつて）訓練につとめたのであるが、技能訓練を受ける婦人の数は比較的少数であつた。この理由としては、その他の婦人に関する問題の殆どがそうであるように、婦人のおかれていた過去の状態に原因があるのであつて、高度の技能をうけるための基礎教育が婦人に欠けているからである。又婦人自身に家事を犠牲にして夜学に通つて訓練をうける程の意欲に乏しいということもあり、農村などから働きに出てくる婦人は職業教育を受けるよりは普通学校へ入りたがるというようなことがあるのである。

働く婦人の健康についてみると、婦人の病気による欠勤は男子より頻繁であり、しかも男子よりも短期間のものが多い。産前産後の休暇を除いて婦人に多い欠勤の理由の一つには家事の過重ということがあげられよう。即ち、終業後における家事の処理法は以前と同じ古い方法で行われ、しばしば4時間から8時間の長時間にわたるのである。又家庭から勤務先への距離が遠いということも、疲労を加える理由であり、或産業部門から婦人雇用者の数が漸減しているのも、婦人が家事に専念するために職をひくことからおこつた現象である。又前述の如く家族手当が多額であるということもこの現象を早めている。

婦人雇用者の種々な問題は主として労働組合が推進力となつて解決に向つて努力している。現在婦人雇用者総数の93％が組合員となつており、経営協議会の委員には12万の婦人が参加しており、8,000人を上回る理事が選ばれている。労働組合は特に婦人の教育文化の向上のために、政治、教養講座を開講したり、教育程度の低い地域では文盲の人々のために授業をおこなつたりしている。

(4) 農業に従事する婦人について

戦前におけるユーゴスラヴィアの産業の $\frac{3}{4}$ は農業であり、従つて農業人口は国民の最も大きな割合をしめしていた。併し農産物の58％は農業人口の5％でしかない地主と富農によつてし

められており、農業に従事する者の92％をしめる中農以下の貧しい農家は農産物の45％をしめるにすぎず、大部分の農家は借財を負つていた。

戦争後新政体になつてから農地は原則的には耕作するものに属することになり、農地の再分配がおこなわれた。農地は小作人、戦災のひどかつた地域の農家などに先づ分配されることとし、それも帰還軍人を優先的にあつかふこととした。この結果多数の自作農ができた。（1人当りの耕地は90エーカーに限られており、農地の75％がこれらの自作農の所有になつている）

併し機械による近代的農法による耕地はこのような小規模な分散した耕地では行えないので、政府は農業協同組合を結成して共同耕作することを奨励し、これらの協同組合には多額の貸付金や種々の設備を供与する政策をとつた。このようにして1950年には各種の協同組合に、3,540,000の組合員を数えるにいたり、1951年には農業協同組合（agricultural labor cooperatives）が全国を通じて6,694に上り、その組合員数は農家の18％を吸収し、農地は全農地の22％に至つたのである。

その他の重要な農業協同組合は村の総合農業協同組合でこれはその地域のあらゆる経済活動を一におこなう。即ち農産物の販売、購買、信用の業務をおこない、トラクター 集散所、農具製作所、家畜飼育所、農用品供給所、等を経営する。

これは丁度日本における各種の農業協同組合を統合したような組織であつて、1949年にはこの種の農業協同組合は8,666を数え組合員数は3,227,464に上つた。

これらの農業協同組合はいずれも任意加入の建前をとつており、国産協同組合の場合でも夫々の農地の所有権は各自が保持しており、単に耕地と労働力を共同にして生産を行う形態をとつている。

婦人も協同組合の一員として生産に参加し、ていることはいふまでもないが、夫々の報酬は農作業の種類及び時間にかゝっているもので、農家の家事内容が現在のまゝである限り、男子と平等の収入をあげることは出来ないし、身体的にも負担が非常に大きいといわねばならない。そこで婦人にもつと直した仕事である蜜蜂飼養とか酪乳、じゆうたんやレース織などの家内工業の経営が組合によつて行われ始めており、よい成績をあげている。

このように婦人が農業協同組合の農作業或は種々の作業にたづさわるにつれて、これら農村の婦人が男子と同等の仕事をする事が出来るように特別な保護を与えることが必要となり、現在の家事内容を改善する必要がおこつてきた。まづ婦人の保護についていへば、母性の保護

のためこれら協同組合ではその社会福祉資金から産前産後の有給休暇を2ヶ月与えることとし、農繁期には子供をあづかる保育所を設けている。家事から婦人を解放するためには同じく農繁期に製パン所或は共同炊事所などをおいている。

このような努力にもかかわらず農家の生活様式は一朝にして変えることはむづかしく、殊に古い慣習が根強く残っている地域などにおける婦人の地位は農村のなかでも文化の恩恵にあづかることが少く、ことに衛生状態が悪いことが大きな原因となつてゐる。一般的にいつて、戦前は農村地域には衛生施設というものは殆ど皆無であつた。1千万人の住民に対して800人足らずの医師がいたにすぎないという状態であつたので、現在においても連邦内の病気の大部分が衛生状態が悪いこと、人々が最も初歩的な医学的知識にも乏しいことからきているような有様である。

衛生状態が最も悪いような地域は特に婦人に対する偏見が強いところで、婦人はしばしば出産を納屋や畑で行い、衛生的知識が乏しいために、命を失ひ、或は生れたばかりの子どもを死なせるといふことも少くない。戦前のユーゴスラヴィアにおける非常に高い乳児死亡率、出生100に対して15.5（日本の場合は昭和10年で10.7人、昭和15年で9.0人、昭和28年には4.9人である。）は、農村地域における破滅的な高死亡率によるところであつたのである。特にボスニア、マセドニア、セルヴィアのおくれた村における乳児死亡率は50%の高率をしめしていた。即ち100人の出生乳児のうち50人は死亡していたわけである。戦後この乳児の死亡率は減少し、都市における率はことに低くなつた。併し農村における死亡率は依然としてかなり高い率をしめしている。これは結局農村地域の婦人の知的水準が高まらなければ改良出来ない事柄であり、現在でも農村の母親の育児方法は、長い授乳期間からいきなり成人と同じ食餌をとらせるといったような状態でまだ低いものである。

これは又間接的には農村の経済的、政治的、文化的水準を高めることによつてのみ是正することが出来るものである。

(5) 婦人の教育について

a 教育の基本的問題

前章にみられるようなユーゴスラヴィアの社会的経済的後れは根本的には、戦前における人々の教育程度の低さが大きな原因の一つとなつてゐることはあきらかである。まづ新しい政府の方針を知るためには、国民が字を読めなければならない。ところが、人々の、殊に婦人の文盲度は可成り高く、戦後、新政府の努力にも拘らず、未だ相当数の文盲が存在している。文

盲度は地域によつて差がひどく、同地域内でも交通の不便なところ、或は宗教的社会的慣習の異なるところではかなり差がある。1931年と1948年における文盲度を地域毎にみてみると下記のようなになる。

地 域	1931			1948		
	文盲度（10才以上）%			文盲度（9才以上）%		
	男	女	計	男	女	計
ユーゴスラヴィア	32.3	56.4	44.6	15.4	34.4	25.4
セルビア	30.6	62.4	46.9	15.0	37.6	26.8
クロアチア	22.5	39.8	31.5	9.2	21.0	15.6
スロヴェニア	5.3	5.8	5.5	2.4	2.5	2.4
ボスニア、ヘルツェゴヴィナ	56.6	84.0	70.0	28.7	59.3	44.9
マセドニア	53.3	81.7	67.5	27.0	53.9	40.4
モンテネグロ	34.2	77.3	56.1	13.8	37.1	26.4

北部のオーストリア、ハンガリーに近いスロヴェニアは最も教育程度が高く、殆ど他の文化国家と変わらないが、中部及び南部のボスニア、ヘルツェゴヴィナやセルビアは1948年に於てさえも婦人の文盲度59%及び53%をしめしている。これはスロヴェニアには戦前から義務教育制度がとられていた為であり、他の地方では、夫々の民族の言語を教えることを禁止されていた為である。殊に婦人に関しては、回教徒の多く住む地域では、婦人達は家の外に出ることを禁じられていたため殆ど教育ということにはかえりみられていなかった。その他比較的文化的程度の高い地域（主として市部）でも婦人は常に男子に従属的な立場におかれていた為教育をうける機会が乏しかつたのである。

そこで、戦後においてユーゴスラヴィアの才一の関心は如何にして国民の文盲度を低めるかという問題であつた。即ち現在成人となつてゐる人々の文盲を匡正するためには如何なる方法をとるべきであるかということにあつたわけである。まづ殆どすべての初等学校に文盲の成人のためのコースが設けられ、教師の数が足らなかつた為、青年運動に参加している青年男女が教師養成所の訓練を受けて、この人々の教育に当つた。文盲の人々、殊に婦人に対する教科書は数字帳（ユーゴスラヴィアのアルファベットは30文字からなつてゐる）、年鑑、それに婦人団体が編輯した本などからなつていて、婦人雑誌には読み書きを習つてい

る婦人の為の頁が必ず設けられていた。

又読み書きを習得した婦人には、地理、歴史、自然科学の初歩及び農業衛生に関する本を利用する方法などが教えらる。このようにして読み書きが出来るようになった9才以上の入々の数は次の通りである。

	男 子	女 子	計
1948	196,648	369,775	598,681*
49	147,574	229,683	377,257
50	89,432	185,907	275,339
計	433,654	785,907	1,251,277

* 別に読み書きを失へ別箇に習得した数が含まれている。

兎に角文盲の婦人で初等の教育を受けた者は可成りの数に上つたのであるが、文盲を根絶したとはいへない。多くの婦人は家事にしばられ、或は遠距離や交通の不便な為組織的な教育を受けることが出来ないという状態にある。

読み書きの出来るようになった婦人の為には、町や村に読書会が設けられた。そこでは婦人達に新聞を読ませそれを批評させる。又時々社会・経済的なトピックについての講演を開く機会がつくられ、質問や討論が行われる。

会員数は10人から30人位であり、現在はこの形のものは極く文化程度の低い地方でなければならなくなっている。

その他の補習的な教育としては村々に設けられる図書館や読書室、又は各大学や研究所で行う公開講演などがあげられる。併し現在までのところ、組織的に行われていない歟いがあるが、今後とも、市や町の種々な専門家が農村地域の知的水準の高揚に寄与することがのぞまれている。

b 学校教育

現在ユーゴスラヴィアでは各民族はその国語を使用して教育を行っており、クロアチア語が最も広く使用されているようである。政府の公文書などもクロアチア語が書かれ、まづ標準語の代りをしてしているとみられる。

学校や他の教育施設では原則として男女共学が行われ、教授内容も男女同じである。初等教育前の幼児教育は義務制ではないが、一般的にひろく行われている。但し幼稚園や

幼稚園の如き施設が未だ需要に応ずる程多く設立されていない。その代りに3才から7才の両親が働いているような子供達を対象とする児童センターや保育所がある。

c 初等教育

初等教育は義務制であり、1945年までは7才から4年間であり、1950年に8年の義務制に延長された。この義務年限の延長は殊に文化水準の低い地域の人々に対する影響は大きい。初等学校^{*}に在席する女生徒の出席率を見ると、

	女生徒	総 数
	%	%
1938~39	89.41	87.68
1945~46	82.43	82.83
1946~47	83.91	82.69
1947~48	81.33	79.95
1948~49	78.35	76.49
1949~50	72.62	74.46
1950~51	71.79	69.69

* 初等と高等を含む。

となつていて、出席率はかなりよい。

併し近年になつてこの出席率は当初に比べてかなり減少している。生徒の殊に女生徒の100%出席を確保するために、まづ両親の負担を軽くするための学校食堂を設立し、或は給食をおこない子供を学校に出席させない両親に対する罰法を制定するなどの対策が講じられた。この結果下級4学級の出席率は大部分の地域で100%に達するようになった。

戦後世界に発生した新たな独立国家と同様にユーゴスラヴィアでも新しい制度、新しい機構が現状に先だつてつくられた為、色々な困難がおこつてきて一挙に所期の目的に達することは非常にむづかしい。

初等教育の場合でも、先づ義務制に伴う校舎の不足が著しい。それと同時に教師の数も少く、殊に義務年限が延長された上級学級を教える教師の数は払戻している。制度そのものも短時日の間に改正されたことで、大部分の村には旧制の4学級による学校はあるが、新制の8学級のための設備はない。又反対に市部では上級の4学級は中等学校の下級4学級という形で存在しており、新旧の制度に混乱がみられている。併し現在ではこれを一度に代えるこ

とは校舎（現在まで4学年の初等学校か8学年の中等学校として建造されている）の関係から又教師（現在まで中学校の教師として、大学教育を受けてきている）の関係からいつも困難であろう。

初等教育と関連してひろく行われているものに（初等）職業学校がある。これは大規模な事業場に附属しているもので14才に達した男女の年少者（鉱山とか製鉄、鉄工などの職業については15から16才に達しないものは禁じられている）は入学することが出来る。この種の学校は専門職や工業労働者、商業、農業、鉱業、ホテル業などに熟練したもの、看護婦や衛生夫などを養成するのが目的であつて、学校で理論を学び、夫々の事業場で実務的な訓練を受けると同時に報酬を得る。本来この種の学校には初等の義務年限8年を終了した者を入学させるのが最も希望しいのであるが、国全体としても工業的にも技術的にも他のヨーロッパ諸国より後れていて、施設や教授内容も完全に最新のものということが出来ない為、現在では4ケ年の義務教育を終了したものの者も受け入れている。1952年に至つてようやく或部門、金庫その他の関係の学校で義務年限8年を終了した者だけを入学許可するに至つた。

初等職業学校の就業年限は通常3ケ年であるが、夫々の職業に応じて2年に短縮したり、4年に延長したりすることもある。

教授内容は男女共変らないのであるが、こゝにユーゴスラヴィアの現状からみて女生徒には将来家庭の主婦として役立つような課目を特別に教えることが望ましいといわれている。それは、殊に農村地域では女子が家庭で衛生や近代的な家事処理を学ぶ機会が殆ど皆無といつてよいからである。従来女生徒も男生徒と同じように色々な作業を行つてきたが、これを前記のような課目におきかえることが適當ではないかと考えられている。

d 中等教育

初等教育が8年に延長された為従来8年であつた中等教育年限が自動的に4年に短縮された。中等教育を終了すると上級学校へ進学出来る資格認定書を得ることが出来る。適令をすぎた青少年は夜学などに通つて中等学校で行われるのと同様な試験を受けて上級学校へ進学する認定を受けることが出来るようになってゐる。

中等教育には初等学校の教師を養成する教員養成所がある。これは養成期間は4年乃至5年で、この国における、特に農村地域における教師の文化的政治的役割が大きい点からみて、この種の教育を政府はかなり重要視している。このコースを終えた生徒は更に上級の教育大学へ進学することが出来る。

中等教育の段階にも各種の職業学校がある。新教育制度の施行にともなつて多少の困乱はあるが、やはり初等教育8年を終了した者、或は中等学校の下級4ケ年をおえた者が入学を許されている。教授内容は一般と専門に分れていて、専門部門では技術的な科目（機械、公共事業、鉱山、地形、造船、測量）、農業科目（農業、樹木栽培、家畜飼育）、公衆衛生（助産、児童福祉、歯科技工、看護）などであり、その他商業学校もある。これらのコースを終了すると入学試験を経て更に上級の技術大学へ進学することができる。この他に労働者が更に高級な技術を習得するために入学する中学職業学校があるが、総じて近年における職業乃至技術養成学校では専門部門の教授に限定せず広く一般的な教育も行ふような傾向に向つてゐる。中等学校及び職業学校に学ぶ生徒の数を学生総数に対するパーセンテージであらわすと下記のようなになる。

	中等学校（一般）		中等学校（技術）	
	女生徒	総数	女生徒	総数
1938~39	9.62	10.23	0.67	0.67
1945~46	15.01	14.68	—	—
1946~47	12.49	13.3	0.95	1.1
1947~48	14.58	15.39	1.38	1.57
1948~49	16.69	17.06	2.17	2.55
1949~50	21.62	18.44	2.35	2.94
1950~51	21.58	22.73	2.59	3.05

この表によつても明らかなように中等学校に学ぶ女生徒の数は年を追つて増大しており、職業学校で技術を習得する女生徒の増加は殊に著しいものがある。

e 大学教育

更に上級の教育は大学で行われるが、ユーゴスラヴィアには88に上る分科大学やアカデミーなどがあり、戦後新たに2大学を加えて5つの大学がある。

大学に学ぶ婦人の数は男子と同様著しい増加をしめしている。神学と法律を学ぶ婦人の数は比較的少いのは新国家の建設参加に対する婦人の熱意が他の方面の科目、例えば経済などの面に向つたからである。又教育、美術、薬学などに学ぶ婦人の数も多いが、これは女性の性向にかなうものであるからであらう。大学の女子学生数を学生総数に対するパーセンテージ

で表わすと、

1938~39		1945~46		1946~47		1947~48		1948~49		1949~50		1950~51	
女子	総数	女子	総数	女子	総数	女子	総数	女子	総数	女子	総数	女子	総数
0.58	1.08	1.53	1.79	1.66	2.19	1.63	2.26	2.03	2.72	1.95	2.78	2.05	2.77

ユーゴスラヴィアにおける教師は、前述のように単なる教育者としての役割だけに止まらず、地域の文化的、政治的指導者としての役割も負っている。これらの人々の影響は見のがし得ない。婦人でこの職業をえらぶ者は、他の職業に比べて多く、又どの段階の教育機関へも男子と平等の機会をもっている。その種類も初等、中等学校の教師をはじめ、その校長、視学、講師、教授、学部長など、すべて男子との差別はない。教師には、家賃や暖房費の免除、勤務地手当、その地の勤務手当があたえられている。

以上がユーゴスラヴィアにおける学校教育の概略であるが、国家が教育程度を高めるために主としてとつた方策は、先づオ一に義務教育年限を延長すること、つぎに学校数や教師の数を増加すること、学校の種類の増加、中等学校及び大学における施設の完備、児童手当て奨学金の附与によつて学生、生徒の経済的状態を改善すること、等があげられよう。

(6) 家庭婦人について

ユーゴスラヴィアの家庭婦人についての問題は、家庭外における経済的、公共的活動を行うにも拘らず家事の負担が以前と同様に重いということで、いわば労働量が倍になったところにある。即ち、工業的にも発展がおくれている、家事を処理する器具類に乏しく、又子供を預ける施設も不備なのである。

新しいユーゴスラヴィアは、ヨーロッパでも最も文化的におくれた地域に、しかも戦災によつて荒廃した土地に建設されたのであるから、次々に建てられる新しい建物には満足な設備がととのはなかつたのである。例えば、セルビアでは都市の住民のうち僅かに19%だけが夫の家に水道の便利がある程度である。汚物処理の方法も原始的であり、完全な暖房も主要都市の大きな限られた建物にみられるだけである。食品工業もまだ充分に発達していないため、既製食品や罐詰食品も手に入らない。家庭の主婦は、以前と変わらない労力を必要とする方法で炊事を行い、洗濯をし、縫物をし、その他の雑雑な家事を行う。町でも交通機関が乏しいので、日常の買物なども遠方まで徒歩で行かなければならない。戦後極度に不足した食糧事情のために食糧の配給制度がしかれたが、それが廃止されても、都市における食糧の不足はなかなか解

決されてはいない。

農村生活には都市とは又異つた問題がある。

スロヴェニア地方のようにその家屋構造や生活様式が殆ど都市のそれと変わらないようなところもあるが、多くは衛生施設の皆無な貧しい家に住んでいる。地域によつては窓も小さく、又殆ど開けられたことがなく、部屋は二つしかなく、しかも床は土間である。一方の部屋には炉がきつてあつて、そこで炊事をする。煙は屋根の煙出しから自然に出ていくようになっているので部屋はすいでいける。他方の部屋には家族全員が土間へちに寝る。寝床の設備がないからである。食事はいつも同じもので、乾燥した豆と野菜は馬鈴薯、キャベツに限られている。これは貧しい農家の典型的な生活であるが、農家の主婦の問題は多かれ少かれ共通である。即ち、家事を速やかに処理出来る機械的な方法の発達とこれら農家の婦人の教育を法制化する措置である。彼女達が日常使用している道具は、原始的な臼と杵であり、機械である。その為農家の主婦の稼働時間はしばしば18時間にも及ぶ。一方娯楽の乏しい農村の慣習として、家族の誕生日や結婚その他の行事に飲食のために莫大な金を費消することが要求されていて家事の合理化をすすめられる器具や設備をととのえる費用が無駄についやされてしまうのである。

又一方では最も初歩的な衛生や栄養知識も持たない農家の婦人達は、娘からそれを教えてもらいたいと思つても現在の8年限の初等教育に通う女生徒達は何ら科学的な家政学を学ばないので、彼女達からその知識を得ることは出来ない。

この為家政学の教師を育成養成する学校が新しく建てられ、そこで養成された教師が農村に出張して、1ヶ月か2ヶ月間継続して講義を行つて廻る組織が出来て歓迎されている。しかしこのようにして家政を改良するというのも、現状のまゝであればかえつて農家の主婦にとつては労働の負担が増加するだけであるかもしれない。

都市の婦人の場合もこの点では同様で、国中が電化され、国中に交通の便が開け、家事労働を軽減するような工業製品が安価に供給されるようになるまでは相変わらず家事の負担から免れることは出来ないであろう。

婦人に対する福祉対策は、社会保障制度の中に含まれていないが、育児との関係で母親に対して種々な保護が与えられている。

働く婦人、ことに母親に対する保護は、前章において述べたが一般の母親についての福祉対策としては、出産に関する施設と、医景班(Health Teams)による健康相談とがある。前段

については、低産中の婦人と乳児について特別の医療保護を与えることを規定している法律にもとづいて、数多くの産院や一般診療所が設立されたことである。

母子医療施設

	1939	1949	1950
産 院	26	53	256※
出産診療所	27	318	276
児童診療所	50	295	330
※(外来用の)	40	112	113

※ この中119は病院に附属しているもの

上記に明らかなように母子衛生に関する施設は戦後激増して、従来家庭で出産する習慣であつたユーゴスラヴィアの婦人が衛生的な産院或は病院で出産する方法にむかっていることがわかる。これらの医療施設は同時に衛生教育のセンターとしても大きな役割を果たしており、こゝで妊娠、出産、育児などについての正しい知識が講演や映画、パンフレットなどによつて母親に伝えられる。

地方の婦人達のためには医療班が国中を巡回して衛生知識の普及につとめている。この班は巡回先の土地で児童の診療を行い、助産婦や看護婦が、妊娠中の母親を訪問健康診断をする。この巡回医療班は、成功であつて(殊に)村々では歓迎されている。

以上のような方法によつて徐々に正しい衛生知識がひろまりつつある。まずすべての母親や児童が医療手当をうけるといふところまでは人手や資材、交通などの不満のためいつていないが、これらの人々の健康状態は決定的によくなっている。それは生後一年以内の乳児死亡率が現在10.3に下がっていることによつても明らかである。

ユーゴスラヴィアでは子供を生み、育てることは国家的事業とされているので児童の福祉は法律によつて守られているが、一方社会的関心も大きい。阿親はいろいろな児童福祉団体に加入している。例えば殆どすべての学校にはPTAに相当する児童評議(委員)会があり、その他に“我等の子供”、とか“子供の友”とかいふ団体があつて多くの会員数を持つている。

これらの団体には教師や学者、医者、芸術家、社会事業家なども会員になつていて、子供達が学校の余暇を安全にすごせる施設——例えば、プールとか、運動場、図書館や読書室その他——

を設けることを計画したり、子供達のクラブ活動を奨励したりする。しかし、現在はまだ資材その他の不足もあり、なかなかこれらの計画が充分に実現されないうらみがあるようである。

(7) 婦人団体

ユーゴスラヴィアの婦人は、国が社会主義国家としてたつていく性質上、まづ一般的に団体、即ちユーゴスラヴィア共産党或は人民戦線党という政党に加入している。その他夫々の職場における労働組合、或は協同組合、文化団体などに属している。婦人団体としては全国的な組織を持つて最も強力なものに反ファシスト婦人戦線(Women's Anti-Fascist Front, AFF)がある。この団体はユーゴ共産党が抗独戦争を始めた時に、進歩的宗教的人種の差別のない婦人組織となつていつたものである。最初是对独戦争に参加するための婦人組織であつたが、新国家が成立すると同時に、各方面に、時勢に応じて活動を開始した。

1942年12月に戦争がまだ行われているときに初の総会が開かれ、中央委員会が選挙により成立した。そしてまづ、この会の活動として文盲の婦人達に対する教育と衛生知識をひろめる講習がひらかれたのである。

終戦後は組織を全国的にのばし、夫々の地域に地方支部(地方委員会)を持つようになり、活動目標も、中央で年々決定するものの他に、地方の実情に相応しい事柄を活動の対象としており、ユーゴスラヴィアの婦人に対する影響は誠に大きいものがある。

1945年6月には終戦後第1回の会議を開き国中から960名の代表がベルグラードに集つて、今後の会の活動の目標を戦災地域の復興、婦人の教育、児童福祉、戦争孤児の援助などにおくことに決定した。1948年に開かれた第2回会議では、5ヶ年計画に対する婦人の協力を定め、1950年の第3回会議では、母親に対する衛生知識を普及して乳児の死亡率を下げる事を活動の目標とした。このようにしてAFFは戦後山積している婦人問題を解決するために積極的に活動を行い、又大きな成果をあげたのである。

一方国家的にも、婦人に関する立法は、AFFの協力を得て行われ、同時に公共機関には、AFFから会員が参加し、国のあらゆる人に、婦人が公共生活に参加する事の重要性を認識させたのである。

AFFのユーゴスラヴィア婦人の向上に対する貢献は、婦人の教育(殊に文盲の婦人に対する)、家事の合理化、及び衛生知識の普及、児童の福祉などである。殊に働く母親や一般婦人の福祉についての活動は目覚しく、各労働組合や赤十字と協力して産院、診療所、保育園、

幼稚園、学校食堂などの建設につとめたのである。

婦人が政治的社会的活動に多く参加してゆくに従つて、婦人のみを対象とした政治活動というものが次第に無意味になつてきたので、1950年の第3回会議では、今後の活動を一般の政治組織に沿つて行うことに決定した。併し婦人に対する主な問題、例えばその教育、偏見打破、母親及び主婦の福祉という問題については常に社会の認識を高めるように努力することは勿論である。

現在AFFの会員3,800,000人を数え、機関紙「現代の婦人」を発行している。地方支部では夫々婦人のための雑誌、手引きなどを発行している。

AFFの他に婦人団体としては大学婦人協会、婦人自由平和同盟などがあり、夫々国際団体に加盟している。

現在では一般的にいつて、婦人のみを対象とする婦人団体は、あまり重要なものとはなつていない。それは前述のように、婦人はあらゆる社会、公共団体に参加して、あらゆる社会問題について男子と平等に話しあうようになつた為である。併し、文化的に後れた地域の婦人に対しては、このような婦人団体も勿論有益であつて、その役割も大きいのである。

1955年9月8日 印刷

1955年9月12日 発行

編集兼

労働省婦人少年局

発行人

印刷人

労働省婦人少年局

印刷所

文京区駒込坂下町110番地

有限会社 工文社

駒込(82) 3,196